

**令和4年度 第3回
大洲市地域公共交通活性化協議会**

令和4年12月9日

大洲市

目次

議題 1	地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について	1
議題 2	地域公共交通計画の策定について	2

議題 1 地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について

地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化設備等整備事業）による福祉タクシー車両の整備に伴う事業評価について、次のとおり、国土交通省四国運輸局に提出するものである。

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
株式会社えびす屋さん	福祉タクシー車両(スロープ付き)導入(1台)	—	A 計画どおり事業は適切に実施された	A 計画に位置付けられた目標を達成した。 (事業の目標) 福祉タクシー車両(スロープ付き)1台導入 (目標の達成状況) 達成(導入)済 (事業の効果) 要介護者、障がい者などの交通弱者の移動ニーズへの対応がより可能になった。	誰もが安全・安心で快適に利用できる交通環境を充実させるよう、福祉タクシー車両の導入を促進していく。
社会福祉法人三善会	福祉タクシー車両(スロープ付き)導入(1台)	—	A 計画どおり事業は適切に実施された	A 計画に位置付けられた目標を達成した。 (事業の目標) 福祉タクシー車両(スロープ付き)1台導入 (目標の達成状況) 達成(導入)済 (事業の効果) 要介護者、障がい者などの交通弱者の移動ニーズへの対応がより可能になった。	誰もが安全・安心で快適に利用できる交通環境を充実させるよう、福祉タクシー車両の導入を促進していく。

議題2 地域公共交通計画の策定について

1 地域公共交通計画素案 別冊のとおり

2 地域公共交通計画に係る委員意見対応表

No.	項目	意見・要望内容	対応方針
1	計画との整合性	立地適正化計画との連携が明記されていますが、具体的にどのように連携していくのでしょうか。	本市の立地適正化計画における都市機能誘導区域や居住誘導区域は、大洲地域と長浜地域の中心部を位置付けているため、本計画による幹線の維持及び中心部の利便性向上に取り組むことにより、コンパクト+ネットワークの考え方につながっていきます。
2	目標値設定	未達成の項目について、新たな計画ではどのように位置づけていくのでしょうか。	未達成の項目については、事業としての取組として追加するが、目標値は可能な限り成果（アウトプット）を設定をします。
3	目標値設定	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、地域公共交通計画に定める定量的な目標として、「地域旅客運送サービスの利用者の数」、「地域旅客運送サービスに係る収支」「地域旅客運送サービスの費用に係る国又は地方公共団体の支出の額」を定めるよう努めるものとなっています。利用者の数の設定だけではなく、収支、公的支出額の設定が望まれます。	目標③として設定します。
4	目標値設定	地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項の記載が必要です。	記載します。
5	デマンド型交通	デマンド型交通利用について、状況・事情・地域性によって、困難な状況です。これという一手が見つからなくて、現状に甘えているところです。	引き続き、地区と利用促進等の取組を進めます。
6	周辺部	乗換等課題解消に向けて1地域として施策を検討されているようですが、河辺地区は高齢者が多いうえ、居住地も山間部に散在している。家から道路迄出るのも大変な方も多いと聞く。こういった方々のためには、デマンドバスより細い道まで入れる乗合タクシーのようなものを検討の視野に入れていただきたい。	ご意見のとおり、バスではなく、普通車両による運行を想定していますので、実情に応じた取組を進めます。

No.	項目	意見・要望内容	対応
7	外国人対応	観光資源が豊富な大洲市においては、訪日外国人観光客の増加に対応するために案内表示の多言語化を積極的に実施するとともに(観光ガイドブック)・時刻表などの充実を図るべきと考える。	事業3-2として取り組みます。
8	免許自主返納	警察署協議会において、委員から「山間部の人は公共交通が発展していないため、免許証を返納しようにも返納することができない。関係機関と連携して整備を図ってもらいたい。」との要望を受けた。 アンケートでも免許を返納したらデマンド交通を利用すると答える人が37.8%いることから、自主返納支援事業を促進すれば、公共交通機関を利用する人も増え、さらなる利用者の確保に繋がるため、積極的な自主返納を促進すべきである。 大洲市では、自主返納支援事業として運転経歴証明書交付手数料の補助事業を行っているが、さらに充実した支援を行えば、積極的な自主返納に繋がるのではないか。 警察においても歩行補助車やシニアカーのレンタルや販売業者とも連携し、積極的な広報を行い、車が無い場合の移動方法の教示、支援を行う。	事業2-5として取り組みます。 市内全域における交通体系の整備に合わせて、公共交通利用促進にもつながる仕組みを検討します。
9	利用促進	アプリを活用(作成)するなどし、利用者が時間や路線を入力すれば、時間や場所が分かり、かつ、予約もできるようなシステム作りをしてはどうか。 アプリを利用できない高齢者には、電話によるガイダンスやオペレーターによる予約や案内をすることで利用しやすくなるのではないか。	JR、路線バス、循環バスについては、グーグルによるルート検索等で表示されるため、広く周知を図るとともに、事業2-4として取組を進めます。
10	利用促進	自主返納をした人がデマンド型交通や公共交通機関を利用しやすくするために、どのような手段・方法があるか広報活動を積極的に行い周知を図る必要がある。	事業2-4として取組を進めます。
11	利用促進	事業11について (コミュニケーションを中心とした交通施策である)公共交通等を利用してほしい方をターゲットに利用促進学級講座を開いてほしい。	事業2-1として取組を進めます。
12	利用促進	小学生からバス乗車を体験させる出前講座の実施。 年配の方へのバス乗車時の安全講座の実施。など、身近で地域に根付いた乗り物であることへの理解を得る。	事業2-1として取組を進めます。
13	その他	更に要望させていただけるなら、お隣の人口の少ない町とはいえ、地域が違っていると内部事情などもほとんど分からないので、河辺地域からも委員を一人選任してほしいと思う。市民一人あたりの公共交通の年間利用回数も河辺地域の方が多くなっている。	事業を展開する際には、その実情を伺いながら、協議する機会を設けます。

3 地域公共交通計画（案）のパブリックコメント

- (1) 募集期間 令和4年12月20日（火）～令和5年1月19日（木）
- (2) 提出方法 郵送、ファクシミリ及び電子メール
- (3) 周知方法 大洲市公式ホームページ
- (4) 閲覧場所 大洲市役所及び3支所

4 委員意見の提出方法

- (1) 提出期限 令和5年1月19日（木）
- (2) 提出方法 ファクシミリ 0893-24-0080
電子メール fukkoushienka@city.ozu.ehime.jp

5 地域公共交通計画の策定スケジュール

- 令和5年2月 第4回地域公共交通活性化協議会
委員・関係者の意見及びパブリックコメントを踏まえて修正した計画案の提示
- 令和5年3月 地域公共交通計画策定

<参考>

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律抜粋

(地域公共交通計画)

- 第5条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。
- 2 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
 - (2) 地域公共交通計画の区域
 - (3) 地域公共交通計画の目標
 - (4) 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
 - (5) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
 - (6) 計画期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
 - 3 地域公共交通計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - (1) 第37条の規定による資金の確保に関する事項
 - (2) 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
 - (3) 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項
 - 4 第2項第3号に掲げる事項には、地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする。
 - 5 第2項第4号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。
 - 6 地域公共交通計画は、都市計画、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の2の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第25条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。
 - 7 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
 - 8 市町村の区域を超えた広域的な地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進しようとする2以上の市町村は、共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成することを要請することができる。

- 9 都道府県は、前項の規定による要請があった場合において、住民の移動に関する状況を勘案して2以上の市町村にわたり一体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進する必要があると認めるときは、地域公共交通計画を作成するものとする。
- 10 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第2項第4号に掲げる事項について、次条第1項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。
- 11 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県（当該地域公共交通計画を作成した都道府県を除く。）並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通計画を送付しなければならない。
- 12 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通計画の送付を受けたときは、主務大臣にあつては地方公共団体に対し、都道府県にあつては市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 13 第7項から前項までの規定は、地域公共交通計画の変更について準用する。

(協議会)

第6条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体

(2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

(3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3 第1項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第2号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県（第1項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(地域公共交通計画の評価等)

第7条の2 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成した場合には、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。

2 地方公共団体は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を主務大臣に送付しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、その送付に係る事項について、地方公共団体に対し、助言をすることができる。